

10月1日から

家電リサイクル品指定引き取り場所 取り扱いが変わります

現在、家電リサイクル品を引き取り場所へ直接持ち込んで処分する場合、メーカーによってAグループ、Bグループのどちらかの引き取り場所に持ち込んで頂いています。
10月1日からは、メーカーに関係なく、次の場所へ持ち込むことができます。

*家電リサイクル品は、これまでどおり、家電リサイクル券を貼らなければ処分することができません。家電リサイクル券は郵便局で購入してください。

家電リサイクル品指定引き取り場所

- 日ノ丸西濃運輸（株）米子支店
米子市流通町430番地2
☎ 0859-39-3939
- 三光（株）
松江市八束町江島1128番地49
☎ 0852-76-9210
*金額は、メーカーやサイズによって異なる場合があります。家電リサイクル券を購入する前に、ご確認ください。

家電リサイクル品

家電リサイクル品とは、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機です。

他の処分方法

- ①販売店へ持ち込む
- ②リサイクル券取り扱い店に依頼する。
・デオデオ中山店（たかみでんき）
☎ 0858・58・3239
- ・マツモト電器
☎ 0859・54・2307
- ・アイサカ時計電器店
☎ 0859・54・2168
- ・名和電化サービス
☎ 0859・54・2425

- ・かねだ電機
☎ 0859・53・3766
- *リサイクル券取り扱い店は一例です。料金などは直接お問い合わせください。

- ③大山町許可業者に依頼する
・よろづや産業
☎ 0859・26・3523
- ◆問い合わせ先 住民生活課
☎ 0859・54・5210

お願い

守りましょう！

電波のルール

電波は、テレビ、ラジオや携帯電話といった私たちの身の回りから、警察無線、消防・救急無線や航空無線など公共的分野まで、いろいろなところで利用されています。

この電波を公平かつ効率よく利用できるようにするため、電波を使用するルール「電波法」が定められています。



技適マーク

無線機をお求めの際には「技適マーク」を確認してください。また、無線機は免許を受けて正しく使ってください。

募集

出品作品募集

12月6日から13日にかけて鳥取県立博物館で開催される、第56回鳥取県勤労者美術展では、作品を募集しています。

◆対象

県内在住または県内にお勤めの勤労者および退職者または家族

◆部門 写真・洋画・日本画・書道（熱中作品展も同時受付中）

◆出品作品

1部門につき2点以内。写真は単2点以内または組1点のいずれか（未発表作品に限る）

◆応募期間

10月1日（木）～11月20日（金）

◆申し込先・問い合わせ先

財団法人 鳥取県労働者

福祉協議会

☎ 0857・27・4188

*申し込みには所定の出品申し込み書が必要です。

「わたしのすきな本」

コンクール



あなたのすきな本から受けた感動を絵や言葉で表現し、「わたしのすきな本」として紹介してください。

より多くの人にその気持ちを伝え、読書の楽しさを広げましょう。

◆募集する部門

未就学児の部・小学生の部
中学生の部・一般の部

◆募集作品

自分が紹介したい本の、一番好きな場面、セリフ、感想などを絵と文章で描いた作品。
(マンガ、雑誌はのぞく)

*作品は、1人1作品(オリジナル作品)で、未就学児の部は、絵のみの応募も可能です。

◆応募資格

町内在住者または町内勤務者

◆応募の方法

指定の「応募用紙」(表裏どちらか一方)に記入のうえ、園児は各保育所、小中学生は各学校、その他の方はもよりの町立図書館(本館・名和分館・大山分館)または各公民館へ提出してください。

*「応募用紙」は、図書館または公民館にあります。

*画材は、クレヨン・パステル・色鉛筆・水彩絵の具など自由です。

◆表彰

入賞者には大山町生涯学習推進大会において、賞状および副賞を贈呈。

また、応募者全員に参加賞があります。

*作品は、ホームページや広報などに掲載する場合があります。

◆応募期間

9月15日(火)～10月25日(日)

◆問い合わせ先

教育委員会学校教育課
☎0859-54-5211

重複年金加入期間が分かった方の取扱が変わりました

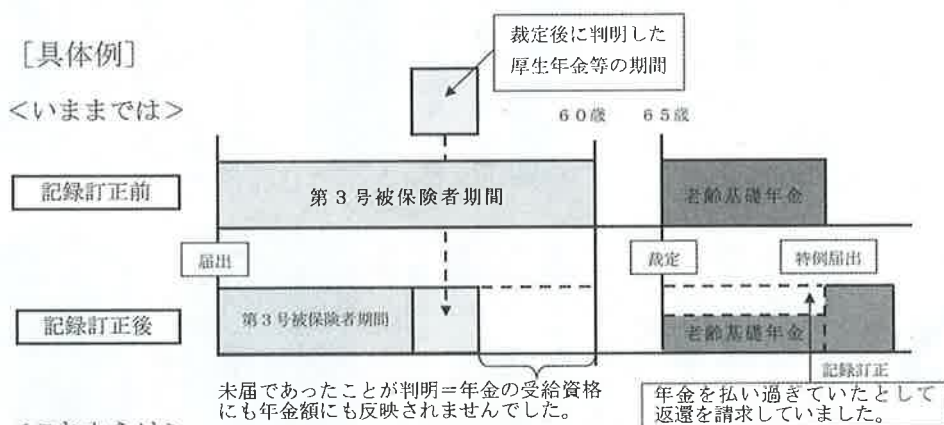
会社員や、公務員に扶養されていた、配偶者の方(第3号被保険者)の年金加入期間の取り扱いが変わりました。

老齢年金を受け始めてから、

扶養期間と重複する会社等に勤務された期間(厚生年金当の加入期間)が分かった場合、加入期間の取り扱いが次のとおりとなりました。

[具体例]

<いままでは>



<これからは>



*すでに年金額を返納された方には、手続きによって返納された額が、改めて支給されます。

◆ お問い合わせ先

米子社会保険事務所 ☎0859-34-6111

法律をもっと身近に！

「法の日」週間

10月1日は「法の日」です。昭和35年に「法を尊重し、法によって基本的権利を擁護し、社会秩序を確立する精神を高める」ために閣議によって制定されました。今年で50回目となります。

また、10月1日から7日までの1週間は「法の日」週間です。裁判所、法務省および弁護士会、司法書士会では、「法の日」および「法の日」週間にちなんだ行事を行います。

このほか、記念行事ではありませんが、成年後見相談会も行われます。

どのように解決したら良いのか分からないこと、日ごろ悩んでいることなど、この機会をご利用ください。



裁判員制度説明会

- ◆日時 10月6日(火) 13時～15時30分
- ◆場所 鳥取地方・家庭裁判所
- ◆定員 30人
- ◆問い合わせ先 鳥取地方・家庭裁判所総務課
☎0857・22・2171

弁護士無料法律相談

- ◆日時 10月7日(水) 10時～15時
- ◆場所 鳥取地方・家庭裁判所 米子支部
- ◆定員 25人程度 (当日受付順)
- *駐車場に限りがあります。公共共通期間をご利用ください。
- ◆問い合わせ先 鳥取県弁護士会
☎0857・22・3912
- *相談日当日の問い合わせは鳥取地方裁判所米子支部
☎0859・22・2205

検察官等の講師派遣

- 刑事司法制度(裁判員制度を含む)について、学校、その他諸団体のご要望により、検察官および検察庁職員を講師としてはけんします。
- ◆問い合わせ先 鳥取地方検察庁企画調査課
☎0857・22・4174

法務局

「特設人権相談所」

- ◆日時 10月7日(水) 9時～12時
- ◆場所 南部町総合福祉センター じゃあわせ
南部町法勝寺331番地1
☎0859・66・2900
- ◆内容 高齢者・認知症・知的障害のある方たちの、財産管理や身上監護など成年後見に関する相談
- ◆問い合わせ先 鳥取県司法書士会
☎0857・24・7013



成年後見無料相談会

- ◆日時 9月21日(月) 10時～16時
- ◆場所 米子コンベンションセンター
- ◆内容 高齢者・認知症・知的障害のある方たちの、財産管理や身上監護など成年後見に関する相談
- ◆問い合わせ先 鳥取県司法書士会
☎0857・24・7013

全国一斉 司法書士 無料法律相談

- ◆日時 10月8日(木) 10時～16時
- ◆場所 米子市文化ホール
- ◆相談例 不動産の相続や売買に係る登記、借金に関すること、成年後見に関すること、その他訴訟に関すること
- ◆問い合わせ先 鳥取県司法書士会
☎0857・24・7013

忍び寄る

新型

インフルエンザ

心がけよう!

予防と拡大防止

身近にせまる

新型インフル!

A型インフル

ほとんどが

新型

新型インフルエンザの感染者が国内で急増しています。多くの方は軽症で、季節性のインフルエンザと同様に、自宅療養により順調に回復されています。しかし、糖尿病・喘息などの基礎疾患をお持ちの方や妊婦、乳幼児は、重症化しやすいとの報告があります。

この時期に「A型インフルエンザ」と診断された場合は、そのほとんどが新型インフルエンザであると考えられています。新型インフルエンザに感染された方、感染が疑われる方、感染した可能性がある方（濃厚接触者）は、感染の拡大を防ぐために、次のことに注意してください。

- ① 外出を控えてください
 - ② マスクを着用してください
- なにかとご不便をおかけしますが、ご協力をいただくことにより、感染の拡大を抑えることができます。

◆総合発熱相談センター
☎0859・31・5800

インフルエンザの予防策

- ・手洗い・うがいの励行
- ・症状が出た方のマスクの着用
- ・人に咳やくしゃみをかけない
- ・咳エチケットの徹底
- ・ひとごみをさける
- ・早期受診、早期治療を心がける

“かかったかも？”と思ったら

インフルエンザに感染した方が、直接病院を受診されると、待合室などで感染を広げてしまう恐れがあります。

発熱や、風邪のような症状があるときは、かかりつけの病院、または総合発熱相談センターに電話でご相談ください。

県内

農薬適正使用研修会

農産物の残留農薬基準値が設定されたポジティブリスト制度が導入され、一層のドリフト（飛散）軽減対策が求められています。

農薬の使用にあたっての基礎知識の再確認と、農薬の適正使用についての研修会を行いますので、ご参加ください。

◆日時

10月1日（木）18時30分～

◆会場 大山町役場本庁 第2会議室

◆講師

鳥取県農林総合研究所

技術普及室

伊澤宏毅農業専門技術員

◆問い合わせ先 農林水産課

☎0858・58・6116

＊ ポジティブリスト制度とは？

食品衛生法の改正により、平成18年から、これまで農薬などの残留基準が設定されていなかった無登録農薬についても、食の安全性を確保するため、残留基準（一律基準を含む）が定められました。これにより、無登録農薬なども、食品に一定量以上含まれる場合は、原則として販売が禁止されました。



大山町広報
9月15日号 No.71

- ◆発行：大山町役場
- ◆編集：企画情報課

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
TEL 0859-54-3111
FAX 0859-54-5216
大山町ホームページ
<http://www.daisen.jp/>
◆印刷：有限会社米子プリント社

この広報紙は、環境に配慮した再生紙を使用しています。



この印刷物は大豆インキを使用しています。